

地域共同研究センター

組織の目的と特徴

(1) 地域共同研究センターの沿革

「熊本大学地域共同研究センター」は昭和 62 年に神戸大学、富山大学とともに全国の国立大学のトップを切って設立され、本年 20 年目の節目を迎えている。センターは、熊本テクノリサーチパーク内に設置され、熊本テクノポリスとの連携の下に、技術開発、情報交流の拠点として、地域産業の発展に貢献することを目的としたもので、このような取り組みは全国的に稀である。

その後、平成 10 年に、大学に蓄積されている研究成果を広く社会に公開し、技術開発のシーズとして活用してもらい、逆に大学は基礎研究や応用研究のシーズを受け取り、大学と社会に正の帰還作用を推進することを目指して、「熊本大学産学官連携研究推進機構」が発足し、センターはその核となって産学官連携研究を推進することと位置付けられた。この熊本大学産学官連携研究推進機構には、多数の研究領域に全学から多くの教官や技官が参加し、体制も事務局研究協力課にリエゾンオフィスを設置して大学の窓口の一本化を図るとともに、平成 12 年度にはセンターの整備が行われ、リエゾン担当及び技術移転担当教授各 1 名が配置された。

平成 16 年 4 月に本学が国立大学法人熊本大学として法人化するに際して、知的財産を生み出すことが今後の大学の生き残りの重要な鍵となることから、法人化の前年の平成 15 年に「知的財産創生推進本部」が発足した。そして、文部科学省からの知的財産本部整備事業に採択され、センター専任教員のほか知的財産マネージャー、産学連携コーディネーター、知的財産推進員など有為な人材を確保することにより組織体制を充実させるとともに、熊本 TLO との密な活動を行うことにより、知的財産の創出、取得、管理、活用を推進する体制が構築された。また、産学官連携と技術移転の更なる推進を図るべく、リエゾンオフィス（黒髪地区、本荘地区、東京）、ベンチャービジネスラボラトリーとインキュベーション施設が設置された。

(2) 地域共同研究センターの目的及び特徴

地域共同研究センターの目的は、平成 16 年制定の地域共同研究センター規則に、) センターは、国立大学法人熊本大学知的財産創生推進本部と連携して、民間等外部の機関との共同研究等を推進することにより、熊本大学（以下「本学」という。）の教育研究の進展に寄与し、併せて地域社会における技術開発及び技術教育の振興に資することを目的とする」と定められた。

この設置目的に従って、知財創生推進本部の中核として、本学の知的財産の創出、取得、管理、活用に寄与すると共に、民間等外部機関との研究分野のマッチング、共同研究契約、受託研究契約締結、技術相談、知的財産の移転などの業務を行っている。

センターの組織は、リエゾン部門・研究推進部門・管理部門の 3 部門で構成され、リエゾン部門は産学連携および技術移転に関わる業務を、研究推進部門は 10 の研究領域における知的財産の創出や発掘などに関わる業務を、管理部門はセンター内の諸管理や科学技術相談などの業務を担当している。人員は、センター長（併任）及び専任教員 3 名（リエゾン部門担当教授 1 名、研究推進部門教授 1 名、管理部門担当准教授 1 名）およびのセンター常駐の事務補佐員 1 名の配置であり、知財本部における知財活動全般に係わっている。また、熊本大学地域共同研究センター運営委員会を構成し、センター業務、センター長候補者推薦、予算及び会計報告、管理運営に関する事項等を審議している。

センターの位置付けや機能は、他大学における知的財産活動と、とくに文部科学省からの知的財産本部整備事業に採択された大学と、類似の組織形態や活動状況である。これは知的財産における産学官連携を省庁を越えて国が主導的に推進していることに依存する点が大きいの。しかし、センターが地理的に大きく離れた熊本テクノリサーチパーク内に設置されており、熊本テクノポリスとの連携の下に技術開発、情報交流の拠点として、地域産業の発展に貢献しているもので、このような取り組みは全国的に稀である。反面、この地理的な点が功罪となって多くの問題点を含蓄しており、科学技術の急速な発展や知的財産の国際化の中で、今後の長期的な知的財産活動の推進に対する明確なビジョンと施策が必要となる。

研究に関する自己評価

1. 研究の目的と特徴

大学の使命として大学が有する知的財産を広く社会に還元することがある。センターは特に科学技術の面でこれら知的財産を活用し、又いわゆる研究成果と企業化との間に横たわる「死の谷」の問題を解決することを基本方針として機能している。このために以下のことを行うことを特徴とする。

- ・共同研究の実施
- ・受託研究の受け入れ
- ・受託研究員の受け入れ
- ・技術相談の対応
- ・技術研修やセミナー、講演会等の実施
- ・講師派遣

2. 自己評価の概要

(1) 評価基準1「研究の目的」

地域共同研究センターの目的を明示し本学内外の理解を得ながら共同研究・受託研究をはじめとして本学の有する知的財産の活用を図ることは十分に達成されている。

(2) 評価基準2「研究の実施体制」

センターの研究目的に照らし、イノベティブな成果を、円滑に社会に移転できる体制整備はかなりすすんでいる。しかし実施過程で露見した改善すべき点も残されており、又これを機能させる人材育成も必要である。

(3) 評価基準3「研究の成果」

センターの研究目標に照らして研究活動が活発に行われており研究成果が上がっていることは、共同研究、受託研究の数、研究費の額が毎年度、減少せず推移していることから明らかである。さらに社会に対して失望を招くことのないようにイノベティブな結果を出していくことがひつようである。

管理運営に関する自己評価

1. 自己評価の概要

(1) 評価基準1「管理運営の実施体制」

地域共同研究センターは連携している知的財産創生推進本部や黒髪リエゾンオフィス、研究・国際部社会連携課とは地理的に約20km離れた場所(益城町テクノリサーチパーク内)にありこれら部署との一体的管理運営は困難な状況である。センター利用者には実験研究室の提供の他に機械加工・計測設備、表面・薄膜・生物化学分析装置、レ

レーザー表面解析装置等の研究設備を滞りなく利用提供できるように運営している。

地域共同センター運営委員会はセンターの管理運営に関する事項を全学的な見地から議論され、管理運営に反映されている。センター外部からのチェック機能が働き、公平で多面的な管理運営体制が確立されている。

(2) 評価基準2「施設・設備」

センターには機械加工・計測設備、表面・薄膜・生物化学分析装置、レーザー表面解析装置等の多数の研究設備及び研究室などがあり、その維持・活用に努めている。それらの利用手引きについてはほぼ完備されている。バリアフリー化についてはセンター棟が平屋構造である事に加え、建設が昭和62年で当時バリアフリー化への設計配慮がなされていない。今後、完全バリアフリー化を行う為には大幅な改修工事を必要とするため手つかずの状態である。

情報ネットワークに関しては光回線の導入工事をし、総合情報基盤センターと連携して学内外との情報ネットワークの構築が進んでいる。学外に対してはホームページや科学・技術相談の専用アドレスを設けて対応している。

知的財産活動に関する自己評価

1. 知的財産活動の目的と特徴

(1) 目的

地域共同研究センターの設置目的(地域共同研究センター規則第2条)“センターは、国立大学法人熊本大学知的財産創生推進本部と連携して、民間等外部の機関との共同研究等を推進することにより、熊本大学(以下「本学」という。)の教育研究の進展に寄与し、併せて地域社会における技術開発及び技術教育の振興に資することを目的とする”とあるように、センターとしては、新たに設けた知的財産創生推進本部と連携して、諸活動に取り組むことになった。

以下に、知財本部の設立経緯と地共センターとの係わりを述べ、同本部の目的及び大学知的財産本部整備事業で行う具体的な任務を述べる。

本学では、平成10年度から熊本大学産学官連携研究推進機構を全国に先駆けて学内措置により設置し、民間企業との共同研究や国の重点研究(プロジェクト研究)等による受託研究の促進等を行ってきた。平成15年4月には、この推進機構を母体として、熊本大学知的財産創生推進本部(以下「知財本部」という)を設置した。同時に、平成15年度から始まる文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」へ、これらの活動の実質的な推進を担ってきたセンターと研究協力課(現在の社会連携課)が中心になって応募し、九州では九州大学と本学の申請が認められ5年間の整備事業が平成15年7月からスタートすることになった。

知財本部の目的としては、知的財産創生推進本部規則第1条にある「知的財産の創生等及び産学官連携を推進すること」である。これを受けて、本整備事業では、同申請書にあるように知財本部は、知的財産に係る計画の基本方針の策定とその推進、産学官連携推進に係る計画の基本方針の策定とその推進を図ることを主な任務、すなわち知的財産活動(以下「知財活動」という)として取り組むことになった。

(2) 組織・運営との関係

センターを構成するセンター長(併任)及び専任教員3名(教授2名、准教授1名)は、知財本部における知財活動全般に係わっている。具体的な組織及び運営への係わりは以下の通りである。

知財本部は副学長を本部長とする体制をとり、知的財産創生推進会議(議長は本部長、地共センター長は委員)において知財本部の基本的な重要事項を審議・決定し、プロジェ

クト会議（座長は地共センター長、3教員は委員）において日常的な企画・業務の推進を図っている。また教員等から提出される国内外への発明申請を予備的に検討する事前検討会（3教員は委員）本審査を行う知的財産審査専門委員会（委員長は副本部長、3教員は委員）では3名の専任教員が審議に深く携わっている。この他知財の創出、活用、産学官連携支援及びこれらのワンストップサービスを主に行うリエゾンオフィス（黒髪本荘地区に配置しているが、ここでも2名の専任教員を置いて対応している）

このように地共センターのセンター長、教員が知財本部活動に深く係わって中心メンバーとして活動を推進している。

（3）特徴

国立大学法人化前までは教員等がなした発明等にかかる権利は、原則個人帰属としてきたが、平成16年4月の法人化後は、原則機関帰属とすることになった。これに伴い、発明を含む知財の創出、保護、管理、活用を大学として一元的に取り扱うことになり、そのために大学知財本部整備事業を活用して実施体制の整備や人材の育成はもとより、これらを実行するに際しての基本となる「知的財産ポリシー」、「産学官連携ポリシー」、「利益相反ポリシー」及び関連する諸規則の整備を行って知財活動を推進し、もって教育、研究の活性化に資するのみならず社会貢献へ寄与することになった。

2. 自己評価の概要

（1）評価基準1「知的財産活動の目的」

知財活動の目的、すなわち知財活動を行うに当たっての基本的な方針や達成しようとしている基本的な成果については、評議会で承認された「知的財産等の取り扱い基本方針」で記述され、これに基づいて「知的財産ポリシー」、「産学官連携ポリシー」、「利益相反ポリシー」が決められ、さらに「職務発明等規則」を始め諸規則が定められた。これらのポリシー、規則類は、「利益相反ハンドブック」の中で一括して示し、教職員へ配布した。また本学のホームページ上においてもこれらの情報を全て公表し、その要点は、K-LINK NEWS（平成15年度特集号）にまとめ、学内の教職員への周知と共に他大学・企業・行政機関等へも配布し参考に供した。

また、知財活動は、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」を活用して行っているため、この事業の下で、当大学主催により、平成16、17年度に「大学知的財産戦略研修会」（熊本市）及び18年度に「九州地域産学官連携ビジネスショー」（北九州市）を行い、本学の知財活動のみならず、多くの大学・企業・行政機関等からの最新の知財活動の情報を集め、九州地域を中心とする参加大学等の今後の知財活動の参考に供すると共に本学のホームページ上に本事業のもとで得られた全ての成果・情報を公開し、「大学知的財産本部整備事業」のモデル校としての責務の一端を果たした。

（2）評価基準2「知的財産活動の実施体制」

副学長を本部長、評議員を副本部長とする知的財産創生推進本部体制が確立した。すなわち知財本部の基本的な重要事項を決定する知的財産創生推進会議、日常的な企画や業務打ち合わせを行うプロジェクト会議、国内外への発明届けの審査を予備的に行う事前検討会及び本審査を行う知的財産審査専門委員会等が整備され順調に機能している。また日常的な取り組みとしては、知財の創出・活用支援をリエゾンオフィス、出願・管理を事務部門で主に担当し、技術移転は熊本TLOを中心に活動している。具体的には、国内・国外を問わず、知財の出願・管理・活用の業務を時系列的に分類し、各段階での審査及び審査基準を定め、これに基づいて良質かつ競争力のある知財の創出・管理に努めている。

また活用に当たっては熊本TLOによる技術移転のみならず、リエゾンオフィスと事務部門が一体となって東京を中心に各地で開かれる講演会、展示会へ発明者の発表も

含めて積極的に参加し、情報発信を行い、企業関係者とのマッチングを試みている。このことを通して、外部資金獲得に繋がる共同研究、受託研究の芽が育ち、発展していくことを支援している。これらのことを行うためには、知財活動員のスキル向上を図る必要があり、OJT や講習会等への参加の他に外部研修等も行っている。今後は国内における活用のさらなる強化及び外国出願の増加につれて増えることが予想される海外の企業との交流に備えて、専門人材の雇用、育成を強化する必要がある。

知財の活用とともに注意を払う必要がある利益相反については既にポリシー、規則、実施体制を整え、3年間実行し、利益相反の発生防止に努めてきた。

(3) 評価基準3「知的財産活動の成果」

東京地区や九州地域における多くの講演会・展示会へ参加したり、ウェブ(本学ホームページ, J-STORE)を活用して、知財を中心に情報発信をし、企業とのマッチングに努めてきた。この基になる特許出願件数は、ここ数年国内では45~50件、海外では20件前後になっている。また外部資金獲得の基本の1つである企業との共同研究や国のプロジェクト等と関係する受託研究は件数・金額とも着実に増加し、知財もこれらの増加に一定の貢献を果たしている。すなわち、国のプロジェクトへの申請や科研費、JST への申請に当たっては知財を核として申請することが求められるようになってきており、この点からも良質かつ競争力のある知財の創出がきわめて重要である。このためにも大学単独の基本となる知財を創出することが今後ますます求められるようになると思う。そして知財を核とする共同研究を発展させ、さらにプロジェクト研究を成功させることによって共同研究先企業による事業化へつなげ、技術移転を成功させ、このことを通して大学へ対価が入ってくると共に大学に課せられた新たな使命の1つである社会貢献を果たすことができると考える。

最後に、現在知財活動を経費面から支えている文科省による「大学知財本部整備事業」は、平成19年度で終了するので、平成20年度から始まるポスト知財整備事業である「産学官連携戦略展開事業」へ応募して、新規事業の獲得を果たし、知財活動のさらなる展開を目指す必要がある。